

外国にある委託先への提供に関する通知事項

当社は、受託した給与計算等アウトソーシング業務に関して、お客様の同意のもと、個人情報を以下のとおり外国にある委託先に提供しています。

①委託先による個人情報保護法第28条第1項に規定する体制の整備の方法

委託先との契約

②委託先が実施する相当措置の概要

契約において、目的外利用の禁止、不適正利用の禁止、第三者提供の禁止、個人情報の取扱いにかかる規律の整備、組織体制の整備、漏えい等の事案に対応する体制の整備、従業員の監督・教育、個人情報を取り扱う区域の管理、適切なアクセス制御、外部からの不正アクセス等の防止などを定めている

③委託先による相当措置の実施状況についての確認の方法及び頻度並びに委託先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度

(1) 委託先による相当措置の実施状況についての確認の方法及び頻度

毎年、調査票に基づく回答を受ける形で確認している

(2) 委託先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度

毎年、我が国の行政機関等が公表している情報を確認している

④委託先外国の名称

中華人民共和国

⑤委託先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

以下の制度が存在する

- ・事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する
- ・事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度が存在する

⑥委託先による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

なし

⑦⑥の支障に関して当社が講ずる措置の概要

該当なし